

処分年月日	2024 年 12 月 10 日
処分内容	二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	北洋証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 令和 4 年 4 月頃、当該協会の元外務員甲は、顧客より、有価証券の売買代金等の送金のために顧客の A 銀行のオンラインサービスの ID・パスワードを伝達されたことを契機として、甲の借入金の返済のために顧客の金銭を不正に取得しようと目論み、A 銀行のオンラインサービスの ID・パスワードを用いて、顧客の金銭を甲自身の銀行口座に不正に送金した。 さらに、甲は、以前に顧客から伝達されていた当社の証券取引オンラインサービスの ID・パスワードを用いて顧客に無断でログインし、顧客の当社証券口座から A 銀行口座に送金したうえで、顧客の A 銀行のオンラインサービスに顧客に無断でログインし、甲自身の口座に送金した。 このようにして、甲は令和 4 年 4 月から令和 5 年 1 月までの間、4 回にわたり、合計約 200 万円を着服した。
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	当該協会では、再発防止策の 1 つとして、以下の対応を行った。 ・営業実績に係る評価・報酬体系が、不正行為の誘因となるのを防ぐため、人事考課制度・報酬体系の再構築に着手した。 ・内部通報制度の見直しや完全匿名型の通報・相談システムの導入により、不正検知の感度を高めるとともに、不祥防止の観点から営業員の定期的な担当替えを行い、担当引継ぎにおける営責者・内管者の関与を高め、不正等検知の仕組みを強化した。